

# 観光庁より、GoToトラベル事業をご利用いただく皆様へ

～GoToトラベルのご利用に当たっての遵守事項～

※Go To トラベル事業の利用者は、対象商品の申込みにより、以下の内容に同意するものとします。

- ・Go To トラベル事業は、ウィズコロナの時代における「新しい生活様式」に基づく旅のあり方を普及、定着させるものです。次の内容を必ず守り、安全・安心なご旅行をお願いします。
- ・お約束、ご協力いただけない場合には、キャンペーンの利用を認めないこととし、事務局より給付金の返還を請求することがあります。旅行者の皆様ご自身、また従業員の皆様への感染を防止するために必要不可欠な措置ですので、何卒ご協力をお願いいたします。

1. 旅行時は毎朝、**検温等の体温チェック**を実施し、発熱がある場合や風邪症状がみられる場合には、保健所の指導に従っていただきます。また、スマートフォンを利用されている方は**接触確認アプリ**のご利用をお願いします。
2. 旅行中には、「**新しい旅のエチケット**」を実施してください。宿泊施設のみならず、旅先のあらゆる場面で3密が発生する場や施設等は回避し、大声を出すような行為もご遠慮ください。
3. 宿泊施設等では、**チェックイン時の検温、旅行者の本人確認、浴場や飲食施設での3密対策の徹底、食事の際の3密の回避等が本事業の参加条件**になっております。また、**本人確認は、同行者も含め全ての参加者について実施**しますので、**免許証などの書類を持参してください。(※別紙参照)**。お忘れの場合、後日送付いただくなど宿泊施設等の指示に従ってください。旅行者の不正申告が発覚した場合には、詐欺罪などに問われる可能性もございます。
4. 検温の際、37.5度以上の**発熱がある場合には、各施設が定める客室等に待機いただいて、保健所の指示を仰ぐ**こととなります。これら**宿泊施設等の従業員の指示には必ず従ってください**。
5. 若者の団体旅行、重症化しやすい高齢者の団体旅行、大人数の宴会を伴う旅行は一般にリスクが高いと考えられています。実施する場合には、**着実な感染防止対策**が講じられることを前提に、適切なご旅行をお願いします。



新しい旅のエチケット  
感染リスクを避けて  
安心で楽しい旅行



毎朝の健康チェックは、  
おしゃれな旅の身だしなみ。



おしゃべりを  
ほどほどにして、  
味わうグルメ。



楽しくも、車内のおしゃべり  
控えめに。

※「新しい旅のエチケット」から比較的遵守が難しいとされるものを抜粋しました。

厚生労働省  
新型コロナウイルス  
接触確認アプリ  
COCOA  
COVID-19 Contact Confirming Application

自分をまもり、大切な人をまもり、  
地域と社会をまもるために、  
接触確認アプリをインストールしましょう。

厚労省 接触確認アプリ

検索



[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cococa\\_00138.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cococa_00138.html)

# 「新しい旅のエチケット」

ひとり一人の協力が、みんなの楽しい旅を守ります



旅先の状況確認、  
忘れずに。



マスク着け、  
私も安心、周りも安心。



楽しくも、車内のおしゃべり  
控えめに。



混んでたら、  
今はやめて、後からゆっくり。



旅 ゆけば、  
何はともあれ、  
手洗い・消毒。



おみやげは、あれこれ  
触らず目で選ぼう。



毎朝の健康チェックは、  
おしゃれな旅の身だしなみ。



こまめに換気、  
フレッシュ外気は  
旅のごちそう。



間あけ、ゆったり並べば、  
気持ちもゆったり。  
周りも安心。



おしゃべりを  
ほどほどにして、  
味わうグルメ。



握手より、  
笑顔で会釈の  
旅美人。

- 旅行中に発熱やせき、からだのだるさ等の体調不良が出たお客様は、  
・宿泊施設であれば、フロント等にその旨をお申し出ください。  
・その他の場面であれば、最寄りの保健所又は帰国者・接触者相談センターまでご連絡ください。  
また、ご連絡先がわからない場合などは、Go To トラベル事務局コールセンターまでご連絡ください。

【Go To トラベル事務局コールセンターの連絡先】

事業者の方	0570-017345	10時～19時 年中無休
	03-6747-3986	10時～19時 年中無休
一般利用者の方	0570-002442	10時～19時 年中無休
	03-6636-9457	10時～19時 年中無休

- 本事業の対象商品の販売者及び事務局が、自身に代わって給付金相当額を受け取ることを承諾します。
- 本事業の対象商品の販売者が取得した利用者の個人情報、給付金の申請を行うため、観光庁及び事務局に提供します。

## 本人確認に必要な書類

### ○ 1点で本人確認書類として認められるもの：1枚で氏名及び写真が確認できる書類

例：マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書、旅券、在留カード、

特別永住者証明書、海技免状等国家資格を有することを証明する書類、

障害者手帳等各種福祉手帳、船員手帳、戦傷病者手帳、官公庁職員身分証明書 等

### ○ただし、上記書類を持っていない場合、以下に掲げる①と②の書類のうち、①を二つ又は①を一

つ及び②を一つの組み合わせであれば、氏名が確認できる書類として提示可能

①健康保険等被保険者証、介護保険被保険者証、年金手帳、年金証書等

②学生証、会社の身分証明書、公の機関が発行した資格証明書等

※ 中学生以下の子供であって、上記の書類がそろわない場合、

本人の健康保険証と法定代理人の本人確認書類（運転免許証、旅券等）で代用可

### ○ 今後、感染の状況等に応じて、対象地域の変更があり、旅行者への居住地確認が求められることがある

### ○ 書類が整わない場合、後日、宿泊施設に対して写しを郵送等することとする

# 感染拡大防止に当たっての「参加条件」等について

## 参加事業者（旅行業者、宿泊事業者等）

- 本事業に参加する旅行業者・宿泊業者に対し、参加登録の申請の際に、以下の「参加条件」を満たすことを要求。
  - ・チェックインに際しては、直接の対面を避けるなど、感染予防策を講じた上で旅行者全員に検温と本人確認を実施。
  - ・旅行者に検温等の体調チェックを実施し、発熱がある場合や風邪症状がみられる場合には、週末も含め最寄りの保健所又は帰国者・接触者相談センターの指示を仰ぎ、適切な対応をとること。
  - ・浴場や飲食施設等の共用施設の利用について、人数制限や時間制限などを設け、3密対策を徹底すること。
  - ・ビュッフェ方式において、食事の個別提供、従業員による取り分け、もしくは個別のお客様専用トングや箸等を用意し共用を避けるなど料理の提供方法を工夫し、また、座席の間隔を離すなど、食事の際の三密対策を徹底。
  - ・客室、エレベーターなどの共用スペース等の消毒・換気を徹底すること。
  - ・「参加条件」を徹底・実施している旨をホームページやフロントでの掲示等で対外的に公表すること。
  - ・旅行商品の予約・購入時や宿泊施設でのチェックインの際等に、旅行者が順守すべき事項を周知徹底する。また、若者の団体旅行、重症化しやすい高齢者の団体旅行、大人数の宴会を伴う旅行は一般的にリスクが高いと考えられるため控えることが望ましい。ただし、それだけをもって一律に支援の対象外とするものではなく、実施する場合には、修学旅行・教育旅行などのように、着実な感染防止対策が講じられることを前提に、適切に旅行が実施されるべきことを周知徹底する。
- 登録を受けた事業者が上記「参加条件」を満たしていない場合、登録を取消すこととする。

## 旅行者

- 参加に際し、旅行者に対し、以下の事項を周知徹底。
  - ・旅行前には、検温等の体調チェックを実施し、発熱がある場合や風邪症状がみられる場合には、旅行を控える。また、接触確認アプリを積極的に利用する。
  - ・旅行中には、「新しい旅のエチケット」を実施。3密が発生する場や施設等には行かない、利用しない。大声を出すような行為も控える。
  - ・検温、本人確認、三密対策はじめ、その他感染予防に関する従業員の指示に協力すること。協力しない場合、キャンペーンの利用を認めないこととする。
  - ・若者の団体旅行、重症化しやすい高齢者の団体旅行、大人数の宴会を伴う旅行は一般的にリスクが高いと考えられるため控えることが望ましい。ただし、それだけをもって一律に支援の対象外となるわけではなく、実施する場合には、修学旅行・教育旅行などのように、着実な感染防止対策が講じられることを前提に、適切な旅行をすること。

## 移動中の対策

- 移動中における対策につき、下記の通り実施。
  - ・鉄道、バス、タクシー、航空等における換気・消毒の実施、利用者に対するマスク着用の呼びかけなど、業種別の感染拡大防止対策ガイドラインの徹底（感染数が少ない観光地等においても、他地域からの旅行者を見込んで対策を徹底）。
  - ・さらに、空港におけるサーモグラフィーによる体温確認を実施。

